

平成20年度 第8回政治資金適正化委員会 議事録

(開催要領)

1. 開催日時：平成20年10月31日（金） 15時00分～15時45分
2. 場 所：総務省8階共用801会議室
3. 出席委員：上田廣一、小見山満、池田隼啓、谷口将紀、牧之内隆久の各委員

(議事次第)

1. 開 会
2. 議 題
 - (1) 政治資金監査に関する具体的な指針について
 - (2) 政治資金監査に関する研修について
 - (3) 収支報告書等の記載方法について
 - (4) 登録政治資金監査人の登録状況について
 - (5) その他
3. 閉 会

(配付資料)

- 資料1 政治資金監査実施要領（案）
- 資料2 政治資金監査に関する具体的な指針の修正について
- 資料3 政治資金監査に関する研修の実施について
- 資料4 収支報告書等の記載方法等に関する見解
- 資料5 登録政治資金監査人の登録状況について
- 資料A 政治資金監査報告書記載要領（案）
- 資料B 政治資金監査に関する研修 研修テキスト（案）

(本文)

【上田委員長】 ただいまから第8回政治資金適正化委員会を開催いたします。委員の皆様方におかれましては、御多忙中のところ御出席を賜り、誠にありがとうございます。

それでは早速、議事に入りたいと思いますが、その前に第6回委員会の議事録につい

てでございます。事前に各委員から御意見を賜ったものを事務局からお渡しさせていただきましたが、第6回の議事録について、御異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【上田委員長】 では、御異議がないようですので、6年後の公表まで事務局において適切に管理していただきたいと思っております。

また第7回委員会の議事録につきましては、お手元にお配りしてありますので、同様に御意見がありましたら事務局まで御連絡をお願いいたします。これにつきましては、次回の委員会でお諮りさせていただきます。

それでは、本日の第1の議題の政治資金監査に関する具体的な指針についてでございますが、まず資料1の「政治資金監査実施要領(案)」及び関連する委員限り資料について、説明を事務局をお願いいたします。

【松崎参事官】 それでは、御説明させていただきます。資料1、「政治資金監査実施要領(案)」でございますが、これと、委員限り資料Aの実施要領の中の「政治資金監査報告書記載要領」につきましては、修正点がございますので、それをあわせて御確認していただきたいと思っております。

まず資料1の要領を1枚おめくりいただきまして目次を御覧いただきますと、この実施要領に盛り込んでおりますのは6項目でございます。Ⅰが政治団体の区分に異動があった場合の留意事項、Ⅱが政治資金監査契約締結に当たっての留意事項、Ⅲが領収書等の確認に当たっての留意事項、Ⅳが会計責任者等に対するヒアリングに当たっての留意事項、Ⅴが領収書等を徴し難い事情の具体例、Ⅵで政治資金監査報告書記載要領となっておりますが、このうちⅢとⅣにつきましては、前回の委員会において内容については御確定いただいているところでございます。また、このうちのⅠ、Ⅱ、Ⅴにつきましても、前回の委員会で御説明しましたものから内容について特段の変更をしておりません。なお、全般にわたって、語尾の方をなるべく統一させようということで若干修正いたしておりますので、その点は御報告させていただきます。

それでは、特にⅥ、監査報告書の記載要領につきまして修正している点を御説明させていただきます。資料Aの方を御覧いただきたいと存じます。資料Aとしまして、要領のうちの「監査報告書記載要領」でございますが、1ページ目は特段変更しておりません。2ページ目の報告書の記載例でございます。修正点を赤字で書いておりますが、まず、監査の概要のところ(4)ということで、「この政治資金監査は、〇〇〇〇」と国会議員関

係政治団体名を入れまして、その「主たる事務所において行った」ということで、監査の実施場所を記載していただくことを考えております。

これにつきまして、次の3ページ目に注を起こしておりますが、政治資金監査の実施につきましては、原則として政治団体の事務所において行うことをマニュアルの方で明記しておりますが、これについては、政治団体の事務所できない場合はどうなのかということで、原則に対する例外についての照会をいただいております、それについては、やはり明らかにしておくことが必要であろうと、また、実際にどこで監査を行ったのかということが、監査の実施後に問われることもあるのではないかとということで、それについては監査報告書上明らかにしておく方がよからうと考えまして、このような修正をいたしております。

また、例外につきましては、3ページの注のところでございますが、「政治資金監査を事務所で行わないことができる例外としては、会計帳簿や領収書等の紛失等の事故を防止するための十分な措置が講じられ、かつ、会計責任者等に対するヒアリング等を通じて、経常経費を含む事務所の運営実態について確認することができることを条件として以下の場合が考えられる」としまして、2つ掲げております。

①が、作業スペースの不足等やむを得ない事情により、円滑な政治資金監査の実施が困難であると監査人が判断した場合。②が、同一の国会議員に係る複数の国会議員関係政治団体の政治資金監査を実施する場合において、効率的な実施のため、特定の事務所等に関係書類を集めた上で、行うことが適当であると、これも監査人が判断した場合。この2つを示しております。

また、実際に監査を行った場所が政治団体の主たる事務所と異なる場合には、その理由を明らかにした上で、監査を実施した場所を、先ほどの2ページに戻っていただきますと、監査の概要の(4)のところに書いていただくというふうにしたいと考えております。

続きまして4ページ目、5ページ目の赤で修正しているのは、同じ趣旨でございます。

それから、次に6ページ目の修正ですが、1の(4)は同様でございますが、もう一つここでは修正しております、「2 監査の結果」のところでございますが、この記載例は領収書等の徴収漏れ又は亡失などがあって、支出の状況が確認できないものがあるという場合がございますが、それについて2のところ、従来は「別添の「領収書等亡失等一覧表」を除き」というのを出していただけですが、それ以外にもあるであろうということを次の7ページの※の2のところに、従来も亡失等一覧のほか、なお支出の状況が確認で

きなかったものを記載していただくと書いてあったんですが、これにつきましては、どういう書き方をすればいいかがなかなか明らかではなかったところがございますので、想定されるものについては、記載例の中に盛り込んで示しておく方がよいのではないかと考えまして、別記という形で書いております。

別記（１）は、別添の領収書等亡失等一覧表、（２）としましては、支出の状況を確認できる書類が存在しない人件費でございます。なお、人件費につきましては、内訳が収支報告書上も出てまいりませんので、この場合も個々のものを書くということではなくて、確認できなかったものの総額を書いていただくことを考えております。（３）が、これも当該政治団体あてだとどうしても監査人としては判断できない領収書がある場合には、それを書いていただくことを考えております。

（２）、（３）以外に、なお記載する必要があると監査人が判断する場合には、どういうふうに記載するかについては当委員会の方に照会していただきたいということで、７ページの下※の３のところに記載いたしております。

次に８ページ、領収書等亡失等一覧表についてでございますが、政治団体の側に作成していただくことにしているわけでございますが、これを監査報告書に別添として添付した場合には、この一覧表を誰が作成したのかが明らかではないという点を御指摘いただきましたので、これを明らかにするべく、表の下※のところ※として、「本表は、国会議員関係政治団体において作成され、登録政治資金監査人に対して提出されたものである」ということを明記していただく考えでおります。

また、備考のところの４でございますが、備考欄に記載していただくものとしては、収支報告書上でも氏名と住所を書かなければいけないような金額の支出について領収書をなくしてしまった、あるいは徴収漏れがある場合には、やはりそれは備考に支出の相手方の氏名と住所を書いていただく。そのほかに備考欄に徴収漏れ、又は亡失等の事情を政治団体の側も記載することがあるのではないかと想定されますので、そこについては記載することができるとした上で、ただ、その点については監査人としては確認ができませんので、監査人がそれを認めたとは受け取られないように、そういったものを認めてもらうために書くものではないことを明らかにするために「監査の対象とならない」ということを加えております。

資料１、資料Ａにつきましては以上でございます。

【上田委員長】 この件につきまして、御質問、御意見がございましたら、どうぞ御発

教えてください。

【牧之内委員】 すいません。

【上田委員長】 牧之内委員、どうぞ。

【牧之内委員】 資料Aの7ページの※の3ですが、これは、この例文に書いてあるもの以外は全部照会しなきゃいけない、自分で勝手に判断してはだめという意味で書いてあるのでしょうか。ちょっと疑問に思ったのは、例えば、上の方に別記（１）、（２）、（３）がありますね。この（３）に「発行されたとは認められない名称が」と書いてありますが、「認められない」というと結論を出しているわけですが、「認めがたい」というようなものもあろうかと思うんですが、そういうのを自分で表現を変えたりする場合は、一々この委員会に照会しなきゃいけないことになるのでしょうかね。

【上田委員長】 松崎参事官。

【松崎参事官】 表現の程度のことであればよいのですが、こちらで考えましたのは、いろいろな監査人の方として気がついたということで、本来はきちんと領収書と会計帳簿と収支報告書の整合性がとれていけばいいところなんです、それを超えて、自分として疑問に思うところをたくさん書いてこられることは、今回の監査報告書としてはなじまないのではないかと、そういうことはやはりきちっと確認していただきたいという趣旨で書いております。

【牧之内委員】 なるほど、はい。

【上田委員長】 じゃ、ほかに何か。小見山委員。

【小見山委員】 小見山でございます。ちょっと簡単なことございまして、資料1の1枚目をめくると目次が書いてございまして、その一番下に四角くくくってあるところがあるんですが、ここの部分のことございまして、これはすべてに書いてくださるということよろしいんですか。すべてというのは、例えば研修資料のテキストにおいても、実施要領を発行するときにおきましても、すべてこの実施要領というのはマニュアルの一部なんですよということを必ず書いてくださるということよろしいんですね。

【松崎参事官】 はい。前回の委員会で、マニュアルは具体的な指針だけなのかというお尋ねがございまして、決してそうではなくて、そもそも法律でいうところの具体的な指針には今回御議論いただいている実施要領も当然含まれるということをはっきりとしたいと。ですから、具体的な指針と実施要領をあわせたものもマニュアルとして出していただければと考えております。

【上田委員長】 よろしいですか。ほかに何かございますか。

じゃ、次に資料2の政治資金監査マニュアルの修正についての説明を事務局にお願いします。

【松崎参事官】 それでは資料2を御覧いただきたいと思います。監査マニュアル、具体的な指針の方につきましては、前回の委員会で基本的に御決定いただいたところですが、その後修正をすべき点が見つかりましたので、それについて、大変申し訳ないところでございますが、修正をしたいということで御説明させていただきます。

まず1点目でございますが、みなし1号団体のところで、法律の条文に忠実に書くべきところを、修正後の「又は選挙の行われる区域」を落としてしまっておりましたので、これについてはぜひ入れておかなければいけない。参議院の比例代表で選出される方の政治団体が、この「又は」がないと、きちっと読めないということがございます。これが1点目でございます。

次に2ページ目を御覧いただきたいと思います。2ページでございますが、これは会計責任者等に対するヒアリングについて記述しているところですが、書面監査を行った後にヒアリングを行うとなっているんですが、ヒアリング事項の中には会計処理方法ですとか、書面監査の前に確認することも可能、また書面監査と並行して確認することもございますので、書面監査の後に聞いたことだけがヒアリングをしたということになりますと、並行して聞いたこと、事前に確認したことが結局ヒアリングをやっていないと受け取られないように修正したいということで、「行ったあとに」というところを「行うとともに」ということで、書面監査とヒアリングを行っていただくことにしたいと考えております。

【上田委員長】 この件につきまして御質問、御意見がございましたら、どうぞ御発言ください。ほとんど修文の話だと思うんですけども、ここはよろしいですね。

では、次に第2の議題の政治資金監査に関する研修の実施について、説明を事務局にお願いいたします。

【松崎参事官】 資料3でございます。研修につきましては、登録していただきました登録政治資金監査人に対して、監査に必要な専門的知識を修得していただくことを目的として、当委員会において実施することになっております。それにつきまして、次回の委員会においては研修要領という形でまとめたいと思っておりますが、そこに向けての基本的な要素をここにお示ししております。

研修目的は、ただいま申し上げましたようなこと、また、研修対象者は登録をしていた

だいた登録政治資金監査人。それから研修資料としまして、研修テキスト。これは後で委員会限り資料Bとして用意しておりますが、その内容としますと、政治資金規正法のあらまし、これは選挙部政治資金課の方で作成しておりますものに先般の改正を加えてまとめております。それから具体的な指針、実施要領、それぞれに若干の解説を加えたいと考えております。それから、政治資金監査チェックリストもテキストの方に盛り込んでいきたいと思っております。

それから(2)としまして、政治資金監査関係法令集、これは政治資金規正法、その施行令、施行規則、それから公職選挙法につきましても一部抜粋して、監査関係の法令集としてまとめたいと考えております。

4で研修時間及び内容でございますが、研修に要する時間は全体としては3時間程度にしたい。このうち講義に2時間半を当てたいと思っております、その内容及び時間配分ということで(1)ですが、研修テキストの中の規正法のあらまし、それから具体的な指針の中でも政治資金監査の目的、登録政治資金監査人、国会議員関係政治団体といったところを総論的なものとして、合わせて1時間程度行いたいと考えております。

次に(2)として、実際の監査をどうやるかということにつきまして、各論的な位置付けで、この部分について1時間半程度行いたいと思っております。指針の中の監査指針、また監査報告書、それらに関連する実施要領の項目、それからチェックリスト、また関係法令集についても特に省令については、会計帳簿ですとか、収支報告書の様式が省令の方でございますので、そういったものもあわせて監査人の方に確認していただくべく説明を行いたいと思っております。

また、実際、これらを1時間と1時間半程度としておりますが、これから非常に多くの会場で研修会を実施することになりますので、すべての会場において基本的に同一の研修内容にしなければいけないと考えておりますので、説明者によって説明内容に濃淡が出ないように、きちんと口述用のものも作成した上で進めていきたいと考えております。

続きまして、2ページ目を御覧いただきたいと思えます。これは研修の実施計画でございますが、今年度、20年度の研修につきまして8回予定をいたしております。12月17日の東京、総務省での開催ですが、これを最初にしまして、大阪では25日を第1回目としたいと考えております。

なお、このように今年度の開催を8カ所予定しており、登録された方から研修の希望を受け付けているのですが、非常に出足が早いというんでしょうか、今年のものはいっぱい

になっておりまして、早く登録したつもりなのに全然研修を受けられないじゃないかぐら
いの勢いがありますので、21年度も早目に開催地を、来年度予算が原案として確定すれ
ば、それを踏まえて早急に計画を立てていきたいと考えております。

6、研修手数料でございますが、委員会の場にも、当初5,000円で協議しました以
降、財務省との協議で6～7,000千円になりそうだったところですが、その後の
協議によりまして、6,000円という線で現在政令の審査を進めているところでござい
ます。来月中には政令の制定をして、きちっとアナウンスしたいと考えております。

それでは、委員限り資料Bのテキストの方を御説明させていただきます。1枚めくって
いただきますと、これは全体としての目次といいたしめようか、このテキストの中に含まれ
ているものとして規正法のあらまし、指針、実施要領、それからチェックリストを入れて
いるということでございます。

次のページをお開きいただきますと、今度は規正法のあらましの目次となっております
が、若干御説明させていただきますと、政治資金規正法のあらましのところにつきまし
て、2ページ、3ページをお開きいただきますと、特に3ページのところで、政治資金の
規正の方法ということで図解をしておりますが、政治資金の収支の公開のところ、①収
支報告書の要旨の公表、②収支報告書の閲覧及び写しの交付の下に、国会議員関係政治団
体に関する特例ということ①から③までであるということをごに掲げております。

次に4ページ、5ページを見ていただきますと、規正の対象として「政治団体とは」と
ありまして、(2)政治団体の種類、政治団体には、下記の種類があります。政党、政治
資金団体、その他の政治団体、その中に資金管理団体とあるわけですが、それとはまた別
に国会議員関係政治団体というものがあることをここで説明したいと考えております。

続きまして、政治資金の収支の公開等につきましては、一般的なルールとしまして7ペ
ージ、8ページに記載がございまして、国会議員関係政治団体に関する特例を9ページ、
それから10ページのところに加えているというものでございます。収支報告に関する特
例、登録政治資金監査人による政治資金監査、また今後の問題になってくるわけです
が、3として少額領収書等の写しの開示制度について説明を加えております。また10ペ
ージの下のところ、参考として、支出の明細の記載及び領収書等の写し等の添付基準と
いったものを掲げております。

それから、11ページ以降は寄附の制限で、これになりますと、支出ではなくて政治団
体の収入の方に関わってくることでございます。政治資金規正法のあらましとしてはこの

部分が入ってくるわけですが、研修においては、収入の部分については特段説明せずに、監査人の方には必要に応じ、また興味に応じてお目通しいただければと考えております。

次に21ページが具体的な指針でございまして、これには、前回加えていただきました「はじめに」というところもぜひ説明したいと考えておりますので、そこも加えております。その上で24ページを御覧いただきますと、若干黒く四角で囲っているところが、テキスト用に新たに説明を加えた部分でございます。参照条文をここに入れたいといったこと、あるいはこれまで士業団体の方で御説明した際にいただいた御質問等でお答えしてきたことなどを加えております。そういったものをこの中に盛り込んでいるというものでございます。

また、38ページ、39ページのところから政治資金監査の指針となってくるわけですが、ここでは調査方法として全数にする、また政治団体の事務所で行う、あるいは現物の確認をするというふうにお決めいただいておりますが、それらについて考え方なども説明した方がよかろうと考えまして、そういったことを盛り込んでおります。

なお、またこの場で御議論いただいたことで、研修のテキストの方に記載すると御説明してございましたところもございまして、それにつきまして、例えば63ページでございしますが、「一般の大法人」とはということで説明を加えると言いましたところは、ここに加えております。また65ページの方では、ヒアリングの際の「書面監査において発見した関係法令上の問題点等、その他の事項」についてもここに説明を加えております。また、67ページのところでは「公職選挙法に抵触する支出」とはということで、関係する条文とあわせて盛り込んでいるところでございます。

このように原案として作成しているところでございます。以上でございます。

【上田委員長】 御質問、御意見がございましたら、どうぞ御発言ください。小見山委員。

【小見山委員】 説明を受けたものをもう一度確認させていただきますが、一番最後にチェックリストがついてございますね。このチェックリストについてなんです、これは大変ありがたいものでして、実際にやる実務の者にとってみると、1つの目安になるとは思っておりますが、これが先ほどの私の質問に関係してくるんですが、先ほどのマニュアルにはこのチェックリストは入らないという理解をしておりますが、その辺の御説明をもう一度していただければと思います。

【上田委員長】 松崎参事官。

【松崎参事官】 チェックリストにつきましては、マニュアルの一部であります実施要領に含めるのか、含めないのかというところでございますが、すべての監査人の方が必須としてやる必要があるかというところで、チェックをしていただくことによって、マニュアルに則して漏れなく監査ができればそれでいいわけでございますので、これの活用につきましては監査人の方に必要に応じてやっていただくことでよろしいのではないかということ、また実施要領にしますと、チェックリスト自体が、監査において必ず作成されている文書ということにもなってしまうと、さらにこのチェックリストに監査人の方々が、実際はその場でのことをいろいろ記録していきますと、結果としては、前に御議論いただきました監査調書ともなりかねないということもございますので、これにつきましては実施要領からは外しまして、監査人の方々に適宜利用していただくということで、テキストの方に盛り込む扱いにさせていただいてはと考えております。

【上田委員長】 よろしゅうございますか。ほかに御質問、御意見がございましたら。

では、この研修テキスト作成につきまして、軽微な修正などがありましたら、委員長一人として取り扱いさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

【上田委員長】 では次に、第3の議題の「収支報告書等の記載方法」について、説明をお願いいたします。

【松崎参事官】 それでは、資料4と、その後ろに参考としまして、前回お配りさせていただきました政治資金課の方で作成された資料の2つについて、御説明させていただきたいと思います。

収支報告書の記載等について、まず、前回の資料でございますが、政治団体から問い合わせの多い事例ということで御説明がありまして、その記載方法の中では、簡便な記載が可能なものもあるのではないかとということで、それにつきましては、委員会の方でも見解を示した上で、それを総務省選挙部の方に提示して、それを踏まえた上で、選挙部の方から収支報告書の記載についての考え方を各国会議員関係政治団体の方に示していただくという流れを考えたいと思っております。

前回、御議論がありましたものとしましては、前払い式電子マネー、後払い式の電子マネーですとかクレジットカード、特にクレジットカードの中ではE T C、それから法人向け文具配達サービスで、月に何回注文しても支払いは1回、領収書も1枚だけというものの取り扱いといったようなこと、それから無償提供についての記載とございますが、今回

それらについて、前回御議論いただいた中で、簡便な方法として現時点において問題ないのではないかということ、その2点については、資料4のように見解としてまとめたいと考えております。

1つ目が、前払い式証票等のうちの交通事業者が運営する電子マネーについてでございますが、これは交通費として使用する場合に限っては、チャージした時点で支出した金額等のみを計上する。記載は1回でいいのではないかということ。それからもう一つが、ETCカードについては、通常のクレジットカードと異なりまして、高速道路の料金の支払いに限定されることから、カード会社に支出した時点、引き落とされた時点で記載することによいのではないかということで、この2点を簡易な記載方法として認めてよいのではないかということでございます。

資料4のなお書きのところでございますが、「なお、各政治団体における今後の運用状況を踏まえつつ、引き続き記載方法のさらなる簡略化について検討することが必要である」ということは、前回の委員会での議論を踏まえると、こういった、今後とも簡略化についての検討をあわせて示す必要があるかと考えております。以上でございます。

【上田委員長】 この件につきまして御質問、御意見がございましたら、どうぞ御発言ください。牧之内委員。

【牧之内委員】 I、IIの取り扱いについては異存はありませんが、これを踏まえて、記載方法のマニュアルか何かをつくるというお話でしたよね。

【林崎政治資金課長】 収支報告の手引をつくりたいと考えております。

【牧之内委員】 それはこの委員会にはお示しになるんですか。

【林崎政治資金課長】 委員長、よろしいですか。

【上田委員長】 はい、政治資金課長。

【林崎政治資金課長】 私どももこの委員会にオブザーバーとして参加させていただいておりますが、一応建前からいくと、それそのものをこちらで御審議いただくというたぐいのものでは必ずしもないのかなと考えております。ただ、こちらに今さまざまな実務上の取り扱いについての蓄積もされてきておりますので、そういった点から見まして、作成に向けていろいろ御意見を伺わせていただきたいとは思っているところでございます。ということで、今回のこの件についても、先般あのような形でお示した次第でございます。

【上田委員長】 牧之内委員。

【牧之内委員】 基本的に、こういう新しい支払い方式のものが、支出の状況が明らか

なものと、支出した時点と金額が明らかになるというのが、時点がずれていくということで、いわば二重に記載をして、現実にはない収入を入れたり、その時点が出ていない支出を出したりという記載方法になっているわけですが、こういう新しい支払い方式に伴う、むしろこちらの方が例外的な取り扱いなんだということで、やはりここにいうような簡便な方法を求めていくというのを私はむしろ基本にした方がいいのではないかと思いますので、例えば、クレジットカードを使ったときに領収書をくれるところがありますよね。

【林崎政治資金課長】 サービスとして領収書のようなものでしょうか。

【牧之内委員】 私、見てみたら、求めなくても領収書として出してもらっていたという例が結構あったんですけれども、そうすると、それは会計帳簿の時点ではクレジットカードで使いましたよということでやって、実際に引き落としされた時点でまた、会計帳簿上は今までのような記載方法をするとしても、収支報告書の時点で、やはりそのように二重に記載を、年内に終わったものについてしなきゃいけないのかどうか、さらに検討していただきたいということをお願いしたいと思います。

【上田委員長】 じゃ、検討していただくということで。

【林崎政治資金課長】 ええ、これまでの扱いと、それから今後事務が大変になるといったことも勘案して、法令上の規定もありますので、その辺も踏まえながら、また御相談させていただきたいと思っております。

【牧之内委員】 はい。

【上田委員長】 ほかに何かございますか。よろしゅうございますか。

じゃ、次に第4の議題の登録政治資金監査人の登録状況について、説明を事務局にお願いします。

【松崎参事官】 資料5でございますが、登録状況についてでございます。登録者数、昨日現在で938人。内訳を申しますと、弁護士56、公認会計士143、税理士739ということで、8割弱が税理士の方々でございます。それで、下に参考としておりますが、現時点で登録申請者として来ておりますのが、1,411人でございます。これにつきまして内訳を申しますと、弁護士98、公認会計士262、税理士1,051ということでございます。若干先ほどの登録者数よりは、公認会計士の方の比率が高くなってきております。

なお、※で書いておりますが、10月20日になりまして、ようやく秋田県と島根県か

らも申請が出まして、空白県がなくなりました。ただ、なおまだ1名しかいないところもございまして、国会議員の数あるいは候補者の数を想定しますと、まだまだ地方の方ではもう少し登録していただくことが必要ではないかと考えます。一方で、都市部の方は大分多いというのが率直な感じでございます。

それで、このように登録が非常に増えてきて、我々が想定しておりましたのが、制度全体を運営するために1,000人以上は必要だという、もうその規模には達しているということで、その方々に対する研修を21年中に済ませれば、22年の監査に間に合うと私どもは考えていたのですが、その方々が今年中にもう登録が済んでいくようなところですので、早く研修を受けたいというニーズが非常に強くなってきているということで、先ほど申しましたように、早急に来年度の研修計画も示していかなければならない状況になっております。以上でございます。

【上田委員長】 ありがとうございます。何か御質問なり御意見がございましたら、どうぞ御発言ください。よろしいですか。

じゃ、以上の資料の取り扱いにつきまして、事務局から説明をお願いいたします。

【丹下事務局長】 では、まず監査マニュアルにつきまして、2点ですけれども、修正させていただきたいと存じます。

それから研修テキストについてですけれども、先ほども御説明いたしましたように研修が12月17日から始まりますので、原稿を入れて、その校正をして製本を行う時間を考えますと、来月上旬までにはある程度の形になっていないとまずいと考えております。したがって、細かいところは委員長に一任ということで既に御同意がございましたけれども、それ以外のところで、もしここはこう直すべきだとかいう御意見がございましたら、来月上旬、といっても来週か再来週の前半ぐらいまでに御意見を賜ればありがたいと考えております。以上でございます。

【上田委員長】 本日の議題は以上でございますが、そのほかの事項につきまして、事務局から何か御発言はございますか。参事官。

【松崎参事官】 本日の委員会の審議状況につきましては、この委員会の終了後、事務局から記者の方には説明させていただきたいと考えております。また、本日の資料につきましても、公表資料につきまして、その会見の場で配付する予定でございます。また、本日の委員会の議事要旨につきましては、各委員の御連絡先に週明け、11月4日の夕方ごろまでには確認の御連絡をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

【上田委員長】 それでは、以上をもちまして本日の政治資金適正化委員会を終了したいと思います。

次回の委員会の開催等につきまして、事務局に説明をお願いいたします。

【松崎参事官】 次回の委員会についてでございますが、さきに日程調整をさせていただきました結果、12月2日の午後に開催させていただきたいと考えております。先ほども申しましたが、研修の要領ですとか、またさらに具体的にどんなふうに進めるかといったようなことを御説明させていただこうと考えております。以上でございます。

【上田委員長】 本日は熱心に御審議いただき、ありがとうございました。これをもって閉会いたします。